

奈良県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があつた。

令和六年六月二十五日

奈良県知事 山下 真

指定訪問看護事業者の名称	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	廃止年月日
株式会社オアシス	京都府木津川市相楽台五ノ八ノ二一〇三	訪問看護ステーションころ生駒	生駒市西松ヶ丘三ノ五七エルミタージュ雅一〇F号	令和六年五月三十一日